

1 子ども条例に基づく施策の実施状況

(1) 条例に基づく令和2年度の取組

令和2年度は、新型コロナウイルスの感染拡大によって、子どもの生活も、突然の休校や学校行事の中止、部活動の休止や大会の中止など、いろいろなことを体験する機会を失う等の大きな影響を受けました。

条例では、第11条から第14条において、県の施策の基本となる事項や、県が行う相談対応、広報と啓発、調査について定めており、これまで実施してきた以下の条例に基づく取組についても、多くが中止や縮小、あるいはこれまでと実施手法を変えることを余儀なくされました。

一方でインターネットを活用したオンラインによるweb講座の開設や研修会の開催のように、アフターコロナの社会においても、参加者の利便性などから今後も続いていくと予測される手法が広がりました。

①第11条に基づく施策の基本となる事項の取組

条例第11条では、県の施策の基本となる4つの事項を第1号から第4号に定めています。各号の内容と子ども・福祉部を中心とした主な取組を次のとおり整理するとともに、各部局での取組を別表にまとめました。

<1号：子どもの権利について学ぶ機会の提供等>

子どもが、自身の権利について学び、侵害されたときに声をあげることは、子どもの権利を守ることに繋がります。また、子どもの権利が守られるためには、子どもが権利を有する一人の独立した人格であるということを大人も理解することが必要です。

引き続き、子どもの権利について子どもも大人も学ぶことができるように進めていきます。

【令和2年度の主な取組】

◎「三重県子ども条例」推進・啓発等の実施（子ども・福祉部 少子化対策課）

「三重県子ども条例について」を、県民の希望に応じて集会などに出向いて説明する「みえ出前トーク」のテーマの一つに設定しています。令和2年度には「子どもの権利条例」の制定を検討している県内の市議会から依頼をいただき、当議会の委員会においてオンラインによるトークを行いました。今後、県内の多くの市町で子どもの権利について定めた条例が制定され、子どもの権利の尊重につながることを期待されます。

◎「子どもの権利ノート」の配付（子ども・福祉部 子育て支援課）

児童養護施設に入所することになった子どもは、どんな生活を送ることになるのか、自分の意見を言ってもいいのか、いじめや体罰はないのかなど、施設での生活に不安を抱いています。

そこで、新しく児童養護施設に入所する子どもに対して、施設での生活がどのよう

なものかを知り、一人ひとりが守られる存在であることを知ることができるように「子どもの権利ノート」を配付しました。このノートでは施設での生活や決まり、自分の持つ権利について記載されているほか、話し合ったこと、相談したことが書き加えられるようになっていきます。（令和2年度の配付人数 82人）

また、施設での生活で権利侵害等があったときに、自由に意見が言えるようにするために「子どもの権利擁護手紙」を配付しています。

<2号：子どもが意見表明する機会の設定等>

子どもが持っているさまざまな思いや意見を表すこと、表した思いなどが尊重されることは子どもの大切な権利です。意見表明の機会を積極的に設けることで、子どもの社会参加が促されることにつながります。

引き続き、子どもが意見を表明する機会を設定するとともに、表明された意見を尊重し、県の事業に反映するように進めていきます。

【令和2年度の主な取組】

◎児童相談所におけるアドボカシー（子ども・福祉部 子育て支援課）

平成30年度から、児童相談所職員を対象にアドボカシー^{*}の研修を進めており、一時保護所においてはアドボカシーの考え方を取り入れて子どもとの面談を行っています。また、令和元年度からは児童養護施設等職員を研修対象に加えるとともに、里親研修にアドボカシーに関する内容を加えて研修しています。

令和2年度からは、県内関係者にアドボカシーの考え方が広がり、地域においてアドボカシーの取組が進むよう、市町職員等を対象に研修を実施しています。

※アドボカシー：子どもや障がい者など、自分の意見を伝えるのが困難な人に代わりその意見を代弁し権利を擁護すること。

◎キッズ・モニターアンケートの実施（子ども・福祉部 子ども・福祉総務課）

県のさまざまな施策について、子どもの意見を集めるために、平成21年度からインターネットを使ってアンケートに答えていただく「キッズ・モニター」を募集・登録しています。令和3年3月末現在で、県内に在住または在学している小学校4年生から高校3年生までの方558名に登録いただいています。

令和2年度には「子どもの権利とみえこどもの城について」「障がいと手話について」など多岐にわたる7つの項目についてアンケートに答えていただき、施策実施にあたっての参考としています。子ども条例に関する設問については、残念ながら2年続けて認知度が30%台という結果になりました。

◎みえの地物が一番！ 朝食メニューコンクール（教育委員会事務局 保健体育課）

「早寝・早起き・朝ごはん」や十分な睡眠時間の確保などの規則正しい生活は、子どもの健やかな成長に欠かすことのできないものです。しかし、ゲームやSNSに夢中になるなどして就寝が遅れ、早起きができずに朝食抜きになるなど生活リズムが乱れがちとなる子どももいます。

そこで、子どもたち自身が朝食のメニューを考え、自らの食生活に関心を持ち、望ましい食習慣を身に付けることをねらいに「みえの地物が一番！ 朝食メニューコンクール」を実施しました。小学生の部（対象5、6年生）では934作品、中学生の部では3,342作品の応募がありました。

<3号：子どもが主体的に取り組むさまざまな活動の支援>

子どもが自ら考える力や、思いや夢を実現していく力を身につけ、その力を発揮して成長していくことは、子どもの「育つ権利」を実現することにつながります。

引き続き、子どもが主体的に取り組むさまざまな活動を支援していきます。

なお、感染対策に留意しながら取組手法を検討しつつ進めます。

【令和2年度の主な取組】

◎みえの子ども『夢◇宣◇言』プロジェクト（子ども・福祉部 少子化対策課）

厳しい社会情勢の中でも、子どもには希望を持って未来を見つめてもらいたい、コロナ禍であっても可能な範囲でできる限りのことをやる、そういう姿勢を大人が見せる必要がある、という「みえ次世代育成応援ネットワーク」の声により、これまで行っていた『夢☆実☆現』の取組を中止し、感染リスクを避けつつ実施可能なものとして、子どもの将来の夢やいま取り組みたいことなどを宣言する動画を募集することとしました。プロジェクトには、多くの会員から協賛をいただいております、令和3年5月末まで動画を募集し、県ホームページにて公開する予定です。

◎高校生フェスティバル（教育委員会事務局 高校教育課）

高校生約1,400人、一般来場者約2,000人が参加し、日ごろの学習や文化活動の成果を発表する「高校生フェスティバル」を実施しました。この中では吹奏楽等の舞台発表や写真、書道、美術・工芸、特別支援学校の生徒作品の展示を行う「みえ高文祭」、専門学科、総合学科、特別支援学校に学ぶ生徒の作品の展示を行う「三重県立高等学校産業教育フェア」、定時制・通信制に学ぶ生徒の代表が生活体験を発表する「三重県高等学校定時制通信制生徒生活体験発表大会」などを行いました。

例年会場としている三重県総合文化センターに加え、子どもの学びや活動の成果を少しでも多くの方にご覧いただけるよう一部のイベントをショッピングセンターで開催し、また、総合文化センターでの発表の様子などをリモートで参加高等学校へ中継するなどしました。

<4号：子どもの育ちを支える人材育成、環境整備>

地域の中で子どもの育ちを支える人材の育成を行うこと、地域において子どもの育ちを支える活動が促進されるよう環境整備を行うことが必要です。

引き続き、人材育成や子どもに関わる団体等の活動を促進していきます。

なお、感染対策に留意しながら取組手法を検討しつつ進めます。

また、条例第12条では、県が子どものための相談窓口を設置することを規定しており、各部局において多くの相談窓口を設けて子どもの悩みなどに対応しています。

これらの取組については、子どもの育ちを支える環境整備として、条例第 11 条第 4 号に含めて整理しています。

【令和 2 年度の主な取組】

◎みえ次世代育成応援ネットワークと連携した活動（子ども・福祉部 少子化対策課）

これまで実施してきた「子ども応援！わくわくフェスタ」は、やむを得ず中止し、年度の後半からは「みえ次世代育成応援ネットワーク」の各会員の持つリソースの紹介や会員相互の支援につなげる仕組みづくり「マッチングプロジェクト」の検討を行いました。この仕組みにより、ネットワーク会員企業・団体等が子育て支援に主体的に関わる機会を創出し、多くの県民、企業・団体等との連携や協働が進むことで、「子どもが豊かに育つことができる地域社会づくり」を推進していきます。

◎家庭教育応援 Web 講座「みっぶる広場」の開設（子ども・福祉部 少子化対策課）

突然の休校や在宅ワークの普及などにより、子どもも保護者も家庭で過ごす時間が長くなりましたが、その時間により家族の絆が強まったという家庭がある一方、どのように過ごして良いのかわからず、不安やイライラを抱えるようになった家族もあります。

そこで、コロナ禍における子育てのヒントになるよう、教育分野で活躍している 12 人の方を講師としてコラムを執筆していただき、Web で公開しました。場所や時間を選ばずに、気軽に子育てや家庭教育のヒントが得られることから、今後もこの講座を充実させていきます。

②第 12 条に基づく子どもからの相談への対応の取組

条例第 12 条では、県が子どものための相談窓口を設置し、関係機関と連携して対応することを定めており、この規定に基づいて「こどもほっとダイヤル」（電話相談窓口）を設置しています。

この窓口は、虐待・いじめ等から子どもを守る役割を果たすだけでなく、悩みや不安を抱えた子どもの声を受け止め、子どもとともに状況や気持ちを整理しながら、子ども自身で解決に向かうよう支える役割があります。

そのほか、県教育委員会ではいじめを対象にした「いじめ相談電話」や SNS を活用した相談、体罰に関する電話相談、教育相談などを、県警察本部では「少年相談 110 番」を設置しており、定期的に関係機関が集まる連絡会議を開催するなどして連携を図っています。

【令和 2 年度の取組】

◎子ども専用相談電話の運営（子ども・福祉部 少子化対策課）

子どもからの相談に対応する窓口として、子ども専用相談電話「こどもほっとダイヤル」を運営し、悩みを抱えた子どもの声を受け止め、子どもとともに状況や気持ちを整理しながら、子どもが自らの力で解決していくことができるように支えました。

令和2年度は、突然の休校や活動の自粛により、友人と会うことができなくなって戸惑う声や学習の進捗に不安を抱く声が寄せられました。

寄せられた悩みの背景には、子どもへの権利侵害があると推察できるものも多くあり、虐待やいじめなど、子ども自身の力だけでは解決できないような問題については、児童相談所や教育委員会等関係機関と連携して対応しました。

- ・フリーダイヤル
- ・相談時間：年末年始を除く毎日13:00～21:00
- ・相談件数：1,256件（令和2年4月1日～令和3年3月31日）

③第13条に基づく県民の関心および理解の向上や県民の活動促進のための広報および啓発の取組

条例第13条では、子どもの育ちについて県民の皆さんの関心や理解を深め、子どもの育ちを見守り支える活動を促進するために必要な広報および啓発を行うことを定めています。

e-モニターアンケートの結果では、子ども条例について「名前も内容も知っている」「名前だけは知っている」と回答した方は47.2%でした。引き続き理解が一層広がるよう広報・啓発していくことが必要です。

令和3年度には条例の施行から10年の節目を迎えることを契機と捉え、あらためてこの条例の普及に取り組みます。

【令和2年度の取組】

- ◎「三重県子ども条例」推進・啓発等の実施（子ども・福祉部 少子化対策課）【再掲（第11条第1号の取組）】

④第14条に基づく子どもの生活実態や意識に関する調査・公表の取組

条例第14条では、子どもの生活に関する意識、実態等について必要な調査を行うとともに、県の施策の実施状況について評価し、報告をまとめ、その結果を公表することを定めています。まとめた報告は施策への反映に努めることとしており、こうした一連の事務を通じて、より子どもの実態に沿った、必要な施策となるようブラッシュアップしていくこととしています。

子ども・福祉部では、数年ごとに、子どもの生活に関する意識や実態等に関する調査を実施しています。直近では平成30年度に、小学5年生、中学2年生、高校2年生と、小学生、中学生の保護者、県民を対象に調査を行い、その結果を「みえの子ども白書2019」としてまとめました。

また、令和元年度には、第二期三重県子どもの貧困対策計画および第四期三重県ひとり親家庭等自立促進計画の策定にあたり「三重県子どもの生活実態調査アンケート」を実施しており、これら子ども・福祉部で実施している調査のほか、毎年度実施している「みえ県民意識調査」の結果なども加えて、子どもの生活実態や意識の把握を行っているところです。

令和元年度には、これらの調査結果をふまえたうえで「結婚・妊娠・子育てなどの希望がかない、全ての子どもが豊かに育つことのできる三重」をめざすべき社会像と位置づけた「第二期希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」を策定し、令和2年度以降は同プランに沿った取組を進めています。

(2) 令和3年度取組

令和3年度には、「三重県子ども条例」の施行から10年となります。これを一つの契機ととらえ、次の取組を実施します。

① デジタル技術を活用した子ども条例10th anniversary 事業

これまであまり取り組んでこなかった小学校・幼稚園・保育所等の子どもたちを主たる対象とした取組を進めます。

はじめに小学校高学年の子どもを対象に、子どもが自身の権利について学ぶことができるワークシートを県教育委員会と連携して作成し、各学校に配付のうえ授業などでの活用を呼びかけます。

このワークシートは、子どもが自分の権利について考え、グループで意見交換した内容を記載できるようにしてあり、記載されたものを後日回収します。

記載された子どもの思いなどを把握のうえ、それらを反映した、子どもの権利についてわかりやすく学ぶことができるデジタルコンテンツ（権利について感覚的に理解できるように、例えばストーリー仕立てにした絵本のようなもの）を作成します。

それらのデジタルコンテンツを小学校の低学年や幼稚園、保育所等へ配付し、活用することで年齢の低い子どもについても自身の権利について学ぶ機会を提供します。

② 県民（住民、企業、団体）が主体的に子育て支援活動に関わる機会の創出

「みえ次世代育成応援ネットワーク」において、子どもの育ちや子育て家庭を応援しようとする会員企業や団体の活動を、相互に支援できるようなマッチングの仕組みの構築に向けて検討を進めています。例えば、子どもの社会体験の機会を創りたい団体と、その機会を提供することができる企業をマッチングし、団体にとっては活動の充実に、企業にとっては広報効果などにより、関わった双方がメリットを受けるような仕組みとします。

コロナ禍により、子どもがさまざまなことを体験する機会、家族以外の人と触れ合う機会が減っています。この仕組みを構築することにより、県民が主体的に子育て支援活動に関わる機会を創出するとともに、子どもの体験の機会の創出にもつなげます。

また、子どもの居場所の創出や課題解決に協力いただける方を発掘し、登録する取組も併せて進めていきます。